

## 平成30年度第1回倉敷市地域包括支援センター運営協議会議事要旨

### 1 会議名

平成30年度第1回倉敷市地域包括支援センター運営協議会

### 2 開催日時

平成30年10月31日（水） 13:30～15:00

### 3 開催場所

くらしき健康福祉プラザ101・102研修室

### 4 出席者

#### (1) 委員（14名）

今井 博之 (倉敷市連合医師会)  
石合 瑞恵 (岡山県介護支援専門員協会倉敷支部)  
江良 克彦 (倉敷市民生委員児童委員協議会)  
川西 三貴 (倉敷市内歯科医師会協議会)  
甲加 和歌子 (岡山県薬剤師会倉敷支部)  
兒山 和子 (倉敷市栄養改善協議会)  
嶋田 武 (岡山県備中県民局健康福祉部)  
田辺 牧美 (倉敷市議会保健福祉委員会)  
中田 雅章 (岡山県社会福祉士会)  
畑 陽子 (倉敷ねたきり・認知症家族の会)  
福元 秀子 (倉敷市老人クラブ連合会)  
三浦 巧 (岡山弁護士会)  
三宅 直子 (岡山県看護協会倉敷支部)  
安原 恭子 (倉敷市社会福祉協議会)

(※下記2名が欠席)

津田 由起子 (倉敷市介護保険事業者等連絡協議会)  
吉峯 清美 (倉敷市愛育委員会連合会)

#### (2) 事務局（8名）

田邊 錬太郎 (保健福祉局 参与)  
渡邊 浩 ( " 健康福祉部 次長)  
小野 史恵 (地域包括ケア推進室 室長)  
渡辺 育男 (介護保険課 課長主幹)  
吉田 猛 (健康長寿課 課長補佐)  
本城 匡 (福祉援護課 主幹)  
同前 和也 (地域包括ケア推進室 主任)

岡部 雅恵 (地域包括ケア推進室 嘱託)

## 5 議題

- (1) 平成29年度高齢者支援センターの事業報告について
- (2) 平成29年度高齢者支援センターの事業評価について
- (3) その他
  - ・倉敷市としての平成30年度からの事業変更点

## 6 傍聴者の数

無し

## 7 審議内容

### 1) 開会

### 2) あいさつ

田邊保健福祉局参与が開会挨拶

### 3) 自己紹介

委員自己紹介

事務局自己紹介

### 4) 会長・副会長選出

会長 : 今井 博之委員 (倉敷市連合医師会)

副会長 : 中田 雅章委員 (岡山県社会福祉士会)

### 5) 議事

- (1) 平成29年度高齢者支援センターの事業報告について  
事務局より説明の後、質疑応答。

委員A : 5ページの総合相談手段別件数の相談手段の「その他」について、例えば中庄高齢者支援センターや玉島東高齢者支援センターは件数が多いが、どのような手段があるのか。分かれば教えていただきたい。

事務局 : 高齢者支援センター職員が病院に赴いたり、集会所等で教室を開催しているとき等、自宅以外の場所で相談を受ける場合は、訪問や来所の形にならないため、「その他」としての対応としている。

委員B : 幼児虐待のことで、何度か警察や児童相談所に相談をしたことがあるが、6ページの総合相談内容別件数の「高齢者虐待」について、電話が280件、訪問が267件とあるが、

誰がどのようにして通報・相談されているのか教えていただきたい。

事務局：例えば実態把握調査という形で地域を訪問した際にセンター職員が気になるケースとして把握する場合があったり、地域の民生委員さんから気になるケースとして相談を受ける場合等、実際には色々な場合がある。また、病院や介護サービス事業所等関係機関から相談が入ることもある。

相談の経路としては、地域の方々からの相談が多いとかがっている。

会長：同じく6ページの高齢者虐待の相談合計件数が、平成28年度は777件で、平成29年度は647件と100件程度減っているようだが、これはその実数が減ってきているということか。

事務局：実数が減ったという印象はあまり受けていなく、横ばいと考えている。実数自体は100件を超えた案件数で、内虐待案件は100件前後を毎年推移している。今までの傾向としては、認知症の高齢者が養護者であるご家族から虐待を受けているケースがケアマネジャーを通じて高齢者支援センターにつながり、高齢者支援センターが訪問して調査してみると虐待の疑いが強いという場合が多かったが、最近ある傾向としては、認知症の方が加害者になっているようなケースがある。これは認知症の方がご家族に対して攻撃的になるケースであり、被害者のご家族も高齢者という、なかなか解決が難しいようなケースでもある。100件の訪問・来所・電話が減っているというのは、決して虐待の件数が減っているのではなく、例えば同じケースに、繰り返し相談を受けてから対応していくのではなくて、高齢者支援センターがいち早く調査をして実態を掴んで、関係者で支援の調整をする等の解決方法を図っている結果、相談の件数が減っているというご理解をいただきたい。

会長：件数としてはだいたい100件くらいか。

事務局：相談件数は毎年100件を上回っているが、虐待として対応したケースはだいたい100件をきるような件数で推移していて横ばいである。近年の動向から判断しても、福祉援護課として相談件数が増減しているというような印象は持っていない。虐待のケースについては、各地区の福祉事務所、児島・水島・玉島・真備支所の福祉課が対応している。

副会長：9ページの地域ケア会議について、昨年この場でもあがっていたが、件数的には回数が伸びているということだが、資料の8ページで、倉敷市の地域ケア会議はこの三層になっているということで個別ケースにおける会議については、しっかり開かれて定着はしてきていると思うが、それでもまだまだ件数や回数が少ないという印象を受けている。

8ページに地域力の強化という縦文字があるが、これはご承知のように国の方でも、地域力の強化検討会で、地域の課題の解決力の強化ということが叫ばれているし、つまりは、地域の福祉課題をいわゆる支援者だけが解決できるわけではなくて、地域住民も支えられる側にもなり、支える側にもなるということが言われている。いかに地域住民も資源にな

るか、そういったことをやっていかないと予算がいくらあっても足りない時代なので、まさに今回の災害でも明らかになったように、地域住民の手で、そこに行政も絡みながら、自主的にかつ、その地域のニーズに合わせた資源を開発していかないといけないということが、この災害からも教訓として学ばれたことかと思うが、是非この地域ケア会議が、事例検討だけでなく、小地域ケア会議、地域ケア会議というもう少し大きな地域課題発見機能やそこからの資源の開発をしていく機能へとつながっていくということが本来の地域ケア会議の趣旨であるので、もう少し矢印の右側の方につなげていくためには、このどんな層の地域ケア会議であれ非常に大事なものであると認識をしている。

9ページの回数でいくと、小地域ケア会議はそれぞれ月1回やっとな開かれているところがほとんどで、回数的にこの回数では十分に地域課題を発見してそこから資源開発につなげる、あるいは地域づくりにつなげていくというところまでは到底できないだろうと思っている。

生活支援コーディネーターが社会福祉協議会に配置されているので、是非コーディネーターのお力も借りながら、高齢者支援センターだけにこれをお任せするというのは非常に酷な話のため、そういった関係各所が協力しながら、この地域ケア会議をいろんな立場の方で盛り上げていていただいて、政策提言等につなげていただくようお願いしたいと思っているし、場合によっては、高齢者支援センターの人員増についても、これを担う高齢者支援センターが音頭をとっていかないといけないと考えているので、この運営協議会としても、是非予算要求というか、地域づくりを推進していくためには、センターの人員増が必要であるということを市の当局の方へ訴えたいと思っている。ご検討のほど、よろしくお願いしたい。

事務局：国が平成27年から地域ケア会議というものの位置づけをしているが、倉敷市においては、平成19年からこの地域ケア会議を実施している。高齢者支援センターがそれぞれの地域ケア会議の委員を選出する時から、足を運び、委員になっていただきながら、こつこつと今地域づくりを共にやったださっている成果が少しずつ出てきているものだとは思っている。ご指摘のとおり個別のことだけでなく、地域の課題を解決していこうという大きなことを少しずつ共有するための時間がとても必要だと思っており、そこについてはミニ地域ケア会議の個別の虐待ケースやそういう困難な案件だけでなく、平成30年度から実施している、自立に向けた個別ケア会議の事例からも、地域の課題が少しずつ見えるようなこともあるため、それらを今後はセンターが地域の方々と一緒に情報共有をしながら進めていく内容になると考えている。

また、加えて、地域ケア会議には多職種で、本当に多くの方からお知恵をいただく場となっている。その方々と一緒にさせていただくことで、より地域のいろいろな組み合わせや可能性が広がることかと思っているため、それについても今後もセンターを含めた地域包括ケア推進室、そして、生活支援コーディネーターも一緒に地域づくりの核になるものとして継続的に考えていきたいと思っている。

会長：17ページの高齢者支援センター事業収支の状況ということで、ほとんどのところが赤字

だが、この事業収支の中には委託契約料というのは入っていないということか。

事務局：委託契約の金額は入っている。

会 長：これは継続して赤字運営であるのか。そうであれば単純に大変だと思われる。高齢者支援センターそのものが赤字運営ということについて、どのような形で援助できるものであるのか、できないものであるか。

事務局：この収支は市からの委託料と法人側の収支の差であるため、収の方が市からの委託料ということになっている。この収支について、人件費の部分に退職金の引当金を含んでいる法人とそうでない法人があり、少し同じ基準でないというところもあるが全般的には赤字が多いという状況に変わりない。ただし、法人全体でみた場合にこちらが想定している人件費に見合う方という、例えばベテランの職員を多く配置している場合にはどうしてもセンター当局からすれば赤字になってしまうという傾向となるため、そこは一概には言えないという状況である。

支援ということでは、今年から人員配置について、昨年までは6,000人を超えた場合には、一律1名の方の増員しか委託料の対象として支払いをしていなかったが、今年度からは、6,000人を超えて2,000人毎に1名増員配置するという委託料の増額をしているので、8,000人を超えるような圏域の高齢者人口を抱える高齢者支援センターについては、さらに1名増員というようなことにもなっているし、実態把握調査の委託料も少しインセンディブが働くように見直しをしているところである。できるところから少しずつそういった配慮をしている。よろしくお願ひしたい。

会 長：支援センターの委託料と支出分と同額以上でない支援センターそのものが立ち行かなくなってしまうのではないかと心配するが、一気に委託料を増額していくということは困難であるということか。

事務局：先ほどお伝えしたとおり、見直しの方も順次していけるところは継続的にしていっているところであるためご理解いただきたい。

## (2) 平成29年度高齢者支援センターの事業評価について

事務局より説明の後、質疑応答。

委員A：事業評価について、市から高齢者支援センターへ、この業務についてはこのようにやってくださいということに対してのセンターの実績が評価になると思うが、色々な聞き取りの中でセンターの方から非常に困っていることや悩みごと等特徴的なものがあればいくつか教えていただきたい。

事務局：平成27年度末から総合事業が始まることについて、今までの高齢者支援センターの事業に加え2025年を見据えて高齢者が元気に活躍できる地域をつくるということが国の政策の中でうたわれている。そのような中、高齢者支援センターからあがった意見は、2025年に向けて、倉敷市全体としてはどういうところを重点として事業展開をしようとしているのか提示してもらいたいというものだった。運営協議会の資料の中で重点項目を作ったのもその一つである。それぞれのセンターによって地域性があるため地域性を活かしたセンターの活動に加えて、倉敷市全体でどういうところを重点的に取り組むか、今は自立支援に資するケアマネジメントというところを大事にしていこうと提示しているわけだが、そういった取り組みをすることで高齢者支援センターの方向性を一緒にしていくことができるという意見をいただいたところでもある。このように高齢者支援センターからあがった意見をこの運営協議会にかけ、総会等で統一させていただいているものはあるかと思う。

それから、悩みごとについては、高齢者の数がとても増えていて、それに伴い一人暮らしの高齢者も増えているが、自身の親戚や相談できる人といった緊急連絡先を誰にも伝えていない方があり、いざ調子が悪くなった時に誰に連絡をしたらいいのかわからないという高齢者の方もだんだんと増えてきているということを知っている。そういう時には、地域の民生委員さん等と情報共有することしか今は難しく、地域の方や関係機関と連携を取りながら支援をしているということをうかがっている。

会長：情報共有について、民生委員さんはそれぞれの情報を持たれているのか。他県の民生委員をされている方から「全然情報がないためどうしようもない」という話を聞いたことがあるが、倉敷市は家族構成等、ある程度の情報を持っているか。

事務局：市からは民生委員さんへ家族構成やそういうことに関してはお伝えしていないのではないかと。そのため、民生委員さん自身で地域の中を歩いて様子を確認していただいているものがベースだと思っている。高齢者支援センターには、地域包括ケア推進室の方から実態把握調査をしていただくにあたり、高齢者の住所やお名前、介護保険の認定を持っているか持っていないか、一人暮らしであるかどうか等についての情報は提供させていただいている。もしかしたら、それぞれ気になる方々とかそういう方の情報はみなさんで情報を集めないと出てこないところもあるのではないかと考えている。民生委員さんも社会福祉協議会、地区社協とか、いろんな組織の方と情報共有されている部分があるのではないかと考えている。

会長：結局その情報を誰が持っているのか分からなくなってしまうように思うが。

事務局：実際に支援が必要な方については、高齢者支援センターから市の方へ相談があがってくる場合があるため、そこで必要な情報については共有することが可能だと思っている。例えば支援困難なケースがあがったときに、その方への支援に関しては、その中に市も関わっていくので、必要なものについての情報共有は可能だと思っている。しかし、言われたよ

うに地域全体の家族構成等に関しては、情報提供をさせていただいていない状況である。

会 長：結局状態が悪くなりすぐ対応するということが必要になった場合に、何も情報がないということは今もこれからもあり得る話と思われる。認知症が進行して困っている方があった場合、市や高齢者支援センターの方と相談できる時間があれば、ある程度それはできるだろうと思われる。これは、プライバシー情報の開示という話になってくると思うが、そのあたりのところが上手く行ってほしいといつも考えている。

それから、公正中立の確保の中で、特定の事業所への提供するサービスの偏りが50%以下とあるが、高齢者支援センターごとに地域の枠があるが、その枠の中でないとサービスが利用できないということになるか。

事務局：圏域内でないと利用できないということではない。また、利用者の選択する事業所先を規制するものでもない。高齢者支援センターがプランを作成し、利用者がサービスを利用したときにその利用した事業所先が特定の事業所ばかりとなっていないかということである。

会 長：それは、逆に圏域外にある事業所を利用していいということか。

事務局：利用しても構わない。ただし、利用者はできれば自分の住んでいる地域の事業所がいいと言われ、逆に選択の幅が絞られてきて結果的に同じ事業所を利用するという結果になることがある。

会 長：利用者は事業所を色々と選択できるが、自分の住んでいる地域の事業所を選択することは、まさに地域密着ということなのだろう。

委員C：権利擁護事業の中で、例えば中庄高齢者支援センターは虐待事例の把握がA評価になっていて、虐待対応会議がC評価になっているが、事例の把握と会議の開催というのは直接リンクしないということでもいいか。

事務局：リンクする部分もあるかとは思いますが、ミニ地域ケア会議を開催する前に担当者会議等で支援の方向性について検討したということがある。そのときにはカウントがされていないため数自体に違いが出ている。

ミニ地域ケア会議が開催された後にネットワーク会議で全体的に会議に諮られるということもあるし、ミニ地域ケア会議を開催する前に、担当者でまず情報共有していくことをする中で、ある程度解決していく方法が見つかる等、ミニ地域ケア会議の開催に至らない場合もあり、それについては会議件数としてカウントされていないとご理解いただきたい。

副会長：評価には直接関係しないのでお時間がない中に恐縮だが、気になることとして、これからも実態把握調査はアウトリーチ型のニーズ発見という非常に大事な用具であるが、リスク管理の観点から、特に初めてお宅を訪問する場合どんな方が出てくるか分からないことも

あるし、若い女性のセンター職員が一人で実態把握調査として訪問するということが非常に身の危険を感じるということではないかと思う。そういったところへは、二人体制で訪問するというのは他の職種でもよくあることではあるが、初回は二人体制で訪問するというあたりのリスク管理も一方では対策が必要と思ったので発言させていただいた。

事務局：現在は継続訪問の方や、元々情報をいただいて初めて訪問に行くような方に関しては、センター職員間で話し合っただけで二人体制というような対応をしている場合もあるが、今言われた実態把握調査ということで初めて訪問する方については、まだ充分センターの訪問状況について把握ができていなかったため、今回把握させていただくと同時にそのあたりのリスク管理については、センター長はじめセンター職員と共有していきたい。

会 長：これは是非必要なところだと思う。

(3) その他

- ・倉敷市としての平成30年度からの事業変更点  
事務局より説明。質疑なし。

6) 閉会挨拶

渡邊健康福祉部次長が閉会挨拶